

第 2 回 臨 時 会 会 議 錄

令和 7 年 10 月 14 日 (火) 開会

南 小 国 町 議 会

令和7年第2回南小国町議会臨時会会議録（第1号）

令和7年10月14日
於 議 場

1. 議事日程

開会宣言

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第64号 専決処分の報告について（令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第6号））

日程第4 議案第65号 令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第7号）

日程第5 議案第66号 令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第6号）

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1番	下城孔志郎	2番	北里桂一
3番	佐藤毅	4番	森永一美
5番	井野和哉	6番	後藤六男
7番	穴井秀房	8番	穴井則之
9番	井上則臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。（2名）

議会事務局長 松岡洋 会計年度任用職員 室原明子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町長	高橋周二	教育長	岩切昭宏
総務課長	朝日康博	建設課長	本田圭一郎
まちづくり課長	宮崎智博	税務課長 (会計管理者兼務)	河本孝博
町民課長	河津頼子	農林課長	穴井康治
教育委員会事務局長	志賀美彩代	保育課長	佐藤淳
福祉課長	室原孝平		

開会 午後3時00分

-----○-----

○議長（井上則臣君） こんにちは。

本日の出席議員は9名です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第2回南小国町議会臨時会を開会します。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、穴井則之議員、1番、下城孔志郎議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（井上則臣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。

会期は、本日1日と決定をいたしました。

-----○-----

日程第3 議案第64号 専決処分の報告について（令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第6号））

○議長（井上則臣君） 日程第3、議案第64号、専決処分の報告について（令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第6号））を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第64号、専決処分の報告について（令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第6号））、歳入につきましては総務課長より、歳出につきましては各課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第64号、専決処分の報告について。地方自治法第179条第1項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年10月14日提出、南小国町長、高橋周二。

専第9号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第6号）。

次のページをお願いいたします。専第9号、専決処分書。令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年9月22日、南小国町長、高橋周二。

次のページをお願いいたします。専第9号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第6号）。

1ページをお願いいたします。令和7年度南小国町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億1,558万2,000円とする。

令和7年9月22日専決、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金です。今回130万円を増額し、5億6,118万6,000円とするものです。これにより、予算ベースでの基金残高は15億367万4,742円。数字で申し上げますと、1503674742でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 7ページをお願いいたします。歳出でございます。農林水産業費、農業費、交流促進センター管理費です。今回補正額130万円を増額し、1,229万円とするものです。内容につきましては、需用費130万円の増額、修繕料の増額計上でございます。交流促進センター、温泉館きよらですが、こちらにおきまして空調設備の故障が9月8日に判明いたしました。早急に修繕を行うことが必要となり、計上したものでございます。

なお、現在の設備が修理困難という判断のもとから一部の修繕、それから各部屋への個別の設置を行うものとなります。また、通常の修繕料、こちらにおきましても不足することから30万円を合わせて計上しております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 予算の話ではなくて、温泉館きよらに関して住民の方からお尋ねというか、依頼がありましたので、お尋ねさせてもらいたいと思います。温泉館きよらの看板が夜、暗く見えないと地元以外の方、県外の方から御意見をいただい

たそうです。実際私、昨日見に行きました、確かに街灯が2つついています。道路を照らす。ただ、看板には何も照明がついてなくて、土地勘のない方だったら、ここが温泉施設だというのは非常に分かりにくいような状況かと思います。非常に地元民に愛されている温泉ですから、なかなか私もそこまでは気がつきませんでした。夜、昨日は7時過ぎぐらいに行ったところですけれども、やっぱり看板が見にくいです。この今、指定管理になっていますけれど、この看板に関して、上は温泉館、下はヤークママになっています。この管理に関して仮に照明をつけようとしたときに、どちらがつけるのか、また、実際そういう状況ですけれども、街灯をつけていただけなのか、答弁をいただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 御意見、ありがとうございます。私たちのほうも夜の部分は確認しておりませんでしたので、早急にまず現状を確認したいと思います。その上で少し協議、相談した上で計上ということであれば計上していきたいと思います。それから、指定管理の部分につきましては、申し訳ありません。確認をしてみないと分からぬんですが、施設の整備に関する事になりますので、中身の確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 看板です。実際その指定管理を受けているところの名称も載っているわけですから、状況からすると指定管理者がつけるのかなという思いでは私個人的には思っているところですけれども。ですから、そこで管理者がなかなかそこまで踏み切れないときには役場のほうからしっかりと指示していただいて、当然交流促進センターですから県外の方もおいでになるでしょうし、300円という安い料金で温泉施設を利用できますので、そういうことをすればもっと売上げも上がつて指定管理料も抑えられると思いますので、しっかりと協議をしていただいて、早急に対応をしていただきたいと思います。

つけていただけたということで御意見をいただいた方に言ってもよろしいですか。ちょっとそこまで突っ込んで話をさせてください。お願いします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 申し訳ありませんが、ここでつけますと私も、申し訳ありません。一回確認した上でという回答にさせていただきたいと思います。今夜にでも、まず確認はしたいと思いますので、その上で判断をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） つけてください。いわゆる交流促進センターという意味合いからすれば、町民以外の方も利用する。そして、なおかつ利用しやすいような状況をつくる。売上げを上げる。管理費を抑える。何も問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（井上則臣君） では、よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） ただいまの3番議員の質問について関連でございます。同じく交流促進センターの看板でございますが、旧室原病院の前に右折する看板が県道を下ってきたときにあるわけでございますが、これちょっと私、目が悪くて、今日と昨日は見てないんですけども、1週間前までぐらいは非常に看板が見えないと古くなって、汚い看板になっているか、多分剥げているとかいう状態になつていなかつたかと思っております。それで、今の3番さんの質問に関連してございますので、そちらのほうの確認もお願いいたしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ありがとうございます。県道を上からというか、国道から入ってきた部分の右折の部分の看板ということですか。すみません。

○7番（穴井秀房君） 旧室原病院の壁に。

○農林課長（穴井康治君） 直接ですね。分かりました。そちらのほうも今日中に確認したいと思います。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） 現地を確認の上、対処願いたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願ひいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第64号、専決処分の報告について（令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第6号））を承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は承認することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第4 議案第65号 令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第7号）

○議長（井上則臣君） 日程第4、議案第65号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第7号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第65号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第7号）、歳入につきましては総務課長、歳出につきましては各課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第65号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第7号）。

1ページをお願いいたします。令和7年度南小国町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,099万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億5,657万9,000円とする。

令和7年10月14日提出、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。分担金及び負担金、負担金、農林水産事業費負担金です。今回11万円を増額し、60万円とするものです。農業農村整備推進交付金事業負担金の増額でございます。

7ページをお願いいたします。国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金です。今回2,625万円を増額し、8,812万円とするものです。地域経済循環創造事業交付金の増額でございます。

次のページをお願いいたします。繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金です。今回455万2,000円を増額し、5億6,573万8,000円とするものです。これにより、予算ベースでの基金残高は14億9,912万2,742円。数字で申し上げますと、1499122742でございます。

続きまして、ふるさと納税基金繰入金です。今回1,008万5,000円を増額し、1億7,590万5,000円とするものです。これにより、予算ベースでの基金残高は22億9,340万8,055円。数字で申し上げますと、2293408055でございます。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。総務費、総務管理費、一般管

理費です。今回133万5,000円を増額し、2億6,144万1,000円とするものです。内容としましては、農協跡地利活用基本構想策定業務委託として株式会社地域まちづくり研究所への委託133万5,000円を計上しております。来年2月中に基本構想（素案）を完成し、3月には検討委員会へ報告及び意見照会を行い、4月には広報等で町民に周知を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 続きまして、企画費です。今回3,500万円を増額し、2億9,207万5,000円とするものです。内容としましては、負担金補助及び交付金の増額3,500万円です。国の交付金事業の地域経済循環創造事業、通称ローカル10,000プロジェクトに応募申請希望があったことに伴います地域経済循環創造事業補助金の新規計上でございます。こちらの地域経済循環創造事業にふもと旅館が申請を行いまして、「ICTを活用した女性・若者による『里山の新たな味』共創プラットフォーム運営拠点整備事業」ということで事業を行うべく申請がありまして、国に申請を行い、国の審査を通って交付決定があったものでございます。こちらの交付対象となる総事業費が8,750万円で、そのうち総事業費の60%以上、申請者負担分として5,250万円、そして3,500万円が公費負担分となります。そのうち、国からの交付金が2,625万円で、町負担分が875万円となります。総事業費の40%が公費負担分で、そのうちの25%、総事業費の10%という形になります。これが交付決定を受けまして、その交付決定に基づきまして補助金を新規計上するものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 続きまして、農林水産業費、農業費、土地改良事業費、今回100万円を増額し、4,141万円とするものです。工事請負費の増額となります。本年度、測量設計を行っております、場所につきましては矢津田地区水路、矢津田水路、詳細な場所については「林檎の樹」付近の水路改修になります。当初予算で600万円を計上していたところでございますが、本年度、先に申し上げた測量設計の中で地元協議等も踏まえて測量設計を行ってきたわけなんですが、10月下旬から11月初旬の入札を目指して工事の段取りをしたいと考えております。そういった中で測量設計と地元協議等も踏まえて予算が不足することから100万円の増額を行うとしたものです。

なお、負担金については5%になりますけれども、先ほどの6ページに出できました負担金の増も併せて行うとしております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 11ページをお願いいたします。農林水産業費、林業費、林業振興費です。今回補正額100万円を増額し、9,724万4,000円とするものです。内容につきましては、負担金補助及び交付金100万円の増額、有害鳥獣対策設備購入補助金の増額計上となります。当初予算におきまして300万円を計上しておりましたが、9月末現在で約270万円を執行しております。そのことから不足する見込みにより計上するものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 12ページをお願いいたします。教育費、小学校費、学校管理費です。今回補正額266万2,000円を増額し、9,638万2,000円とするものです。内容につきましては、委託料266万2,000円の増額、市原小学校消火管漏水調査業務委託料になります。市原小学校の消火管が漏水しているため、その箇所を特定し、修繕または改修工事につなげるために調査が必要になったものです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 歳出の9ページ、企画費の負担金補助及び交付金についてお尋ねいたします。この事業は国の交付金決定に伴う町事業費をつけた支出ということで伺っておりますが、この事業について申請者との協議以外に地元との協議、また、本箇所は河川用地が含まれるものと考えておりますが、こちらに関しましてどのような考え方を持っているかをお尋ねしたいと思います。旧所有者の方が今回売買するにあたり、ふもとさん以外の方にもお話をされたようなことをほかの方からお聞きした経緯がございます。その折に、現建築物の下部の土地面積ですね、これが1～2割しかないということを何かお話を持っていた方にはされているようでございますので、河川との境界確認、これが最低限必要になる場所ではないかと思っております。

それと、もう一つでございますが、似たような場所の建築工事を黒川地内の方が考えられていたということが、これは又聞きでございますけれども、先ほど言いました所有の売買を持ちかけられた人から聞いたことでございますが、その建築をする折に地元間でもめて、建築がやめさせられたという方がいらっしゃると聞きました

た。それで、同じようなことを町費で、国の交付金ですか、これが多くを占めるものと思われますが、町も含めたところで町から支出ということになりますと、町、また支出決定をする議会に大きな責任が出てくるものと考えております。それで、地元説明会並びに河川用地の境界、陸界、これを最低条件としていただきたいと考えますが、いかがでございましょうか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、地元との協議、また河川管理者との協議というのは最低限必要になってくるかと思われます。そういう部分につきましては、交付決定時に文書にて明記をした上で条件を付けて交付決定を行うという手続を取りたいと考えております。もし地元への説明会が不十分であったりとか、河川管理者との協議が整わなかつたといった場合には交付決定は行いますが、交付確定時に実績報告としてきちんとその部分が上がってこなかつた場合、補助金の交付は行わないというところも踏まえまして文書にて明記した上で交付決定は行いたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 今、課長のほうから十分な説明がありましたので、これを交付決定時にちゃんと確認をお願いいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 11ページの林業振興費、有害鳥獣対策設備購入補助金ですが、今、どういう資材が多く購入されているんでしょうか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

現在、約270万円の執行と申しましたが、すみません、ちょっと概ねになりますが、電気柵、こちらが約6割、7割になってきます。それから、ワイヤーメッシュ等の進入防止柵、こちらが大体2割から3割程度で、わなが3件ほどございます。そういうところの内訳になっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 9ページ、農協跡地の利活用のところでお尋ねをさせてください。10月の広報でアンケート結果が公表されました。今回委託する分においては

基本構想を策定するというところでよろしいかと思います。その後、この基本構想が来年の3月末までに行うということだったと思います、広報にそのまま書いていますけれど。その後、基本計画、基本設計、実施設計の策定へとつなげてまいりますというところで、また、来年度に町民ワークショップを開催し、基本構想の説明及び基本計画策定に向けての御意見を伺う予定にしているということでございますが、具体的にその後の基本計画、基本設計、実施設計、どのようなタイムスケジュール、タイミングというか、時間軸をもって今考えられているのか教えていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 御質問、ありがとうございます。通常であれば基本計画は令和8年に1年間必要というところではあると思うんですけども、できるだけ慎重にしながらもスピード感をもって行いたいと思っておりますので、できれば基本計画から基本設計に近いところまで令和8年度中には行いたいと考えております。できるだけのスピード感をもって早く行いたいとは思っております。ただ、町の大きな事業の一つとなると思いますので、簡単に行うわけにはいけないとは思っております。そのあたり慎重さとスピード感を一緒にやっていきたいと思います。基本設計のところではPPPとそのあたりを調査もしなければならないとは思っておりますので、基本設計とPPPの調査あたりはできる限り一緒に行っていきたいと思います。どちらがどうというところも必ず出さなければいけないと思いますので、そのあたりを考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） であれば、今のお話からすると、基本設計までが令和8年度ということ、早い段階とはおっしゃっていますけれども、そうなると令和9年3月ぐらいまでには遅くともということになるかと思います。その後、実施設計になってくると、建物が立つという前提ではいけませんけれども、ただ、アンケートからすると、図書館だとか、多世代交流学習カルチャースクールですとか、フリースペース、町民センターみたいなのをうたっていますので、どうしても建物が立つとは思いますけれども、実際その建物が立つ工事に入るというのはどの辺を想定しているんですか。今の話の流れからいくと、令和8年度中に基本設計ができる、実施設計はそれからになってくると、また1年かかるて令和9年度に設計を立てますよ、その業者を見つけます、値段がどんどん上がっていくんじゃないかなと思うんですね。実際工事が始まるのが令和10年ですとか、そういうスケジュール感なのか、もっと前倒しなのか、今、イメージがされている部分、町長のイメージでもいいで

すけれども、具体的にこの辺を出さないと、今までこれだけ何してきたんだという話になるし、やっぱりそのスピード感というのも大事かなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） その工事に入る部分というのは、今から基本構想、基本計画等を行っていきますが、細かいところは私どものあたりというのを今ここでは言えませんけれども、できる限り令和9年度中にそういうものに入っていけるように行いたいとは思っております。ただ、今から基本構想、基本計画、基本設計等ありますので、どういう形になっていくかが詳細まではまだ現在のところきちんと今言えるところではございませんので。ただ、空白の時間もございましたので、できる限りは早く。ただ、やはり町がするところではございますので、慎重にスピード感をもってやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 分かりました。そうですね、スピード感を上げないと、延ばしていくべき最低賃金も変わっていますし、資材高騰も言われていますので、どんどん建設費が高くなるでしょうし、そうなってきて、仮に民間活用したとしても、町からの持ち出しも当然増えていく、使用料等を払うにおいても高くなってくるでしょうから、その辺スピード感をもってやっていただきたいと思います。

それと、もう1点、農協跡地の利活用検討委員会というのがありますけれども、これは3月中にこの基本構想をまとめて、町長へ答申した時点で解散という、終わりというところでよろしいでしょうか。そこも改めて、検討委員会の在り方。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 予定としましては、基本構想をつくりまして、お話をさせていただいて、3月いっぱいというところで町長への答申というところまでという思いではあります。その後もいろんな相談はさせてもらうこともあるかもしれませんけれども、一応3月なのかなと考えてはおります。

以上です。

○議長（井上則臣君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） ただいま3番議員が質問されたJA跡地の質問に関連しますけれども、私も朝日総務課長から言われたスピード感と、それから慎重にやっていくということは理解します。ただ、私が3月の定例議会で発言したと思いますが、一般質問で中学生の結局JA跡地の利用について私は質問いたしました。そういう中

学生が大変希望を持って発言されたことについて、もっと真摯に執行部としたらスピード感をもってやるという以上、このうちから広報に出されたように2回のアンケートをとったわけです。非常に何か誠意を感じないわけです。だから、スピード感という言葉とか慎重という言葉を使う以上、もっと丁寧に本当にスピード感を出してやってもらいたいんです。でないと、青少年が盛んに町をどうするかということについてすばらしい意見を発表されているわけです。それに対して町としての姿勢が感じられない。やっぱりここで本当に子供たちの未来を形に表すということをやってもらいたいんです。それは、日々行政で忙しいということは私も理解します。ただ、子供たちが万博にも今年行かれたわけで、本当に希望を持って帰ってきているわけで、そういうことを含めてやっぱりしっかりスピード化する中のそういう夢を持ったJA跡地の利活用、そこをやってもらいたい。私は、そういうことで、よろしくお願ひします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 御指摘、ありがとうございます。アンケートで中学生からの意見等も今度の中には含まれております。一つずつそのままできるかといえば分かりませんけれども、できる限りはそういう中学生、子供たちの意見は含めていきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 12ページの学校管理費の中で市原小学校の消水管の漏水調査ということで、こちらのほうは緊急性はないのか、現時点でもし火災等があった場合に対応は可能なのか、そして、調査を行った上でになるかと思いますが、その漏水箇所だけの今後その修繕になるのか、その調査を踏まえて消防設備全体の改修等にも今後及ぶのか、そのあたりの見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 先ほどの御質問にお答えしたいと思います。

まず、緊急性についてなんですかけれども、現在、市原小学校の消水管を通じています水につきましては水道水が町水道を利用した形になっておりますので、今回の漏水は予備用の消火タンクに水が溜らないという事象が発生しておりますので、その原因を調査するための調査委託料となっております。したがいまして、緊急性、もし火災が発生した場合につきましては、消水管のほうに町水道が流れておりますので、設備としては消火ができる状態になっております。

また、対応につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおりに今回の調査で漏

水箇所が発見されたら、前回、南小国中学校の防火水槽の漏水のときと同じような形で、この調査費の中には簡易的な1回分の修繕費が含まれたところでの委託料となっておりますので、もし簡易な修繕で済む場合はこの委託料の中で修繕を併せて行える分だけの調査委託料となっているところです。ただ、調査した結果、改修工事が必要となった場合には南小国中学校と同様な形で夏休み等を利用した形の改修工事が必要となりますので、その際は改めて当初予算に予算を計上させていただきまして対応していきたいと考えているところです。

以上になります。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 本当に大規模な改修が必要な場合は、やはり夏休み、長期休暇期間中になるかと思いますので、かなり期間があくような形になります。漏水箇所が例えれば地中であるとか、そういった場所であればいいんですけども、例えれば建物の内部で漏水をしている場合は鉄筋コンクリートの構造になりますので、やはり鉄骨あたりに影響を与えかねないこともありますので、市原小学校は長寿命化に向けていろんな耐震の工事をされていますし、以前お聞きした際にはあと20年ぐらいは使用が可能であるという答弁をいただいておりますので、建物に大きな影響がないように、そして子供たちの学習に影響を及ぼさないような早急な対応、対策をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 9ページについてです。まず、農協跡地に関しましては、ここ の在り方によって、例えば旧グループホーム森園の在り方なんかもまた変わってくるのがあるかと思います。保育園の設備なんかも市原保育園も老朽化も進んでいますので、その辺の対応もいろんなところに影響があるかと思いますので、ぜひ先ほどのお言葉を借りるとスピード感をもったというところで方向性だけでもしっかりと出していただけたらと思っております。

すみません、質問は企画費のほうです。ローカル10,000プロジェクトについてですけれども、こちら町の負担が875万円と結構な額があるかと思いますが、例えはこのローカル10,000プロジェクトもそうですし、例えはほかにも夢チャレなどもそうですけれども、町が予算を出して事業者さんの支援をしていることについて何かもう少し町民向けの周知とか広報みたいなのがあってもいいのかなと思いますが、そのあたりのお考えをお尋ねいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただいまの質問にお答えいたします。

町としても補助事業関係につきましては、年度頭にそれぞれの課局が行っている補助事業につきましては一覧として各戸に配付させていただいております。また、ホームページでも公開をさせていただいておりますが、新たに事業化されるものとか、そういった部分につきましては、途中で差し込んだりとかすることはなかなか今のところ現状できておりません。来年度当初に向けてはまたこういう形でいろんな補助事業につきましては広報するために一覧表の作成とか、そういった部分には進めていきたいと思っております。また、ホームページ等でも分かりやすい形で広報ができる形で課内でも工夫をしていきたいと考えております。いずれにしましても、議員がおっしゃるように申請する側がどういった補助金があるかというところをまずは知り得る形もとっていかなければならないと思っておりますので、広報周知に関しましてもこちらも工夫しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） ありがとうございます。私たちも議会広報で例えば夢チャレを使われた方のインタビュー記事なんかを作成していますと、後日、登場いただいた方のところにやはり補助金について教えてくださいという何か問合せなんかもあるようで、もっと工夫した形で周知ができたらいろんな補助を使って町民の挑戦を応援するというのができるのかなと思いますので、ぜひ広報では私たちとともに一緒に何か工夫しながら取り組めたらなと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 町長に見解をお聞きしたいところです。町の発展のために補助金、今回もローカル10,000プロジェクトを利用されて、事業者さんが新たな取組に取りかかろうとしています。住宅不足に関しても民間住宅利活用で補助金を出しています。それが1事業者で使われている部分、アパートも事業者さんで今2棟立って、それだけでも多分2,000万円ぐらいですか、補助金が出ているのか、なおかつ、こうやって新しい事業をします。また違う事業を起こそうとしたときに、また町の補助金、国の制度の補助金をもってきて、町の負担がありますといったときに、そういう一見すると非常に偏ったような見方もされます。ただ、町のためにそこの事業者さんが一生懸命やってくれているというありがたい恩恵もあるかと思いますけれども、その辺が今後も続く。今、製造業のやつも1,000万円出していますけれども、またそういうところが製造業をやりますよといったときに、どうでしょう、かなりの額の補助金が出ていることになるかと思いますけれど、それ

がいいのか、悪いのかという表現は間違いかもしれませんけれど、確かに町のためにはいいのかもしれないけれど、見方を変えるとそこの事業者さんだけそうなっているよねと言われる部分もあるかなという気がしているんですけど、その見解というか、町長はそれでも町を前に進めるためにはいいと思うのか、ある程度その補助金制度に対して歯止めをかけないといけないというか、上限的なものを設けないかんという思いがあるのか、少し見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君）　高橋町長。

○町長（高橋周二君）　ありがとうございます。こちらの件に関してでございますが、議員がおっしゃっていることは十分私も理解できるところでございます。まずは、住宅の確保に関して言えば、まだまだ足りない。もちろんほかにも空き家だったりとか、町のほうで土地を造成してとか、そういったところも考えなくてはいけないところなんですけれども、まずはその民間で土地を持っていらっしゃる方に建ててもらうことが多分一番何よりも早いということもございますので、一事業者に偏っているということはもちろん事実だと思いますし、それが見た目的にはあまりよくはないかなと私個人としても考えているところでございますが、まずは住宅を確保するといった意味では今のところは致し方ないかなと思います。しかしながら、そこはまた担当課との協議にもなるかと思いますが、どうしてもそういったある程度回数なのか、金額なのか、そういったところである程度の上限額というか、そういったところを決めるということも一つ考えなくてはいけないのかなとは、今、御意見をいただきながら感じたところではございます。正直ここまで偏るということはこちらもあまり想定していなかったこともございますので、本来の町の目的をしっかりと達成するということが私としては一番大切だろうと思いますし、また、それが一事業者に偏ったときはどうするんだという議論もやっぱり今いただいたように出てくる話かと思います。担当課とも協議をさせていただきながら、また議員さんの勉強会のときとか、そういったところも含めていろいろと意見交換をさせていただきながら、その在り方というものを考えさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（井上則臣君）　3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤　毅君）　ありがとうございます。なかなか難しい判断をしないといけない部分。ただ、我々も説明責任を果たさないといけないから、やっぱりその辺の意見のすり合わせなり、歯止め策なのか、そういうものも用意しないといけない。こういうことは考えているよということを言わないと、なかなかやっぱり十人十色いろんな見方がありますし、なかなか難しい問題だなど、こういう小さい町でやっていただくのは非常にありがたい。ただ、それが本当に偏ってしまうことでマイナス

の方向性だけは出ないようにならうとしているところです。

それで、ローカル10,000プロジェクトのところで最大補助額として国から5,000万円の補助が受けられる。この制度ですけれども、そうしたときに町として4分の1ですから1,250万円の負担が出てくる。後で特交措置で財政的な部分はカバーされるかもしれませんけれども、今まで大体1,000万円ぐらいという補助金制度だったと思うんです。補助の上限的に。仮にこの補助を使ったときに5,000万円という補助要件で申請されたときに、町として1,250万円という金額を出すのか、上限いっぱいまで出すのか、それとも補助額に対して1,000万円までですよとか、そういう思いを持つのか、その辺も併せて教えていただきたいと思うんです。

○議長（井上則臣君）　高橋町長。

○町長（高橋周二君）　ありがとうございます。現在のところは、この金額に関しては特交で返ってくるということでございますので、あえてそこを何か上限を設けるという必要はないのかなとは個人的に考えています。そして、何よりもやはり私の基本的に考え方としては地元で挑戦を生み出すということ、そういった気運の醸成を高めていきたいというところがありますので、そういったところでどうしても資金力があるところに限られてしまうのかもしれないですが、何かやろうという思いをしっかりと形にしてあげるということが町としても大切なのかなと思います。それだけのリスクを負って事業者さんもやられるということもありますので、そういう形では上限というか、1,250万円というか、そういったところは特別上限を下げるとか、そういったところは今は考えておりません。

以上でございます。

○議長（井上則臣君）　よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君）　今の3番議員さんの質問に関するものでございます。これも町長にお尋ねしたがいいかと思っております。先ほど来お話を出ておりました住居ということでございますが、今後も出てきていただいたほうがいいとは思っておりますが、ただ、その中で町民に還元する使用料、還元という形で私はあえて補助金に対して補助金を差し上げた業者さんが使用料として町民の方になにがしかを還元するという考えがないものか。現在、補助金をもってつくられた建物に対して、これも3番さんが以前にも質問があったことかと思っておりますが、使用料ですね、これが非常に南小国地区で考える使用料とはちょっと外れており、高いんじゃないかなと私も気がしております、単純に言いますと、これ熊本市内でも中流部の使用料となっているのではないかと思っております。補助金を出してつくった上で、その

あたりの使用料も高くとられていると。住居は増えるから仕方ないことだと、それが早くできるから一番いいということかもしれません、このあたり何か整理してもらわないと、結局つくることに対して町が助成金を出す。そして、早くできる。これは当然そういうことがほかにできないからそれを望むんであろうけれども、その恩恵は町民には返ってきていない部分もあるかと思われます。非常に高いということを皆さんやっぱり言われていて、入っている方はある程度お金をとられる方とか、そういうことが条件になってくるかと思いますけれども、低所得者、言葉は悪いですけれども、そういう収入があまりない人たち向けの住宅というのも考えていかないといけないことじゃなかろうか。そのための補助金であってほしい部分というのを私は思っておりますが、これらのことについては、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。この件に関しましては、どうしても家賃が高騰しているということだろうと思いますし、補助金を出したからにはもうちょっと家賃を下げるような仕組みができるいかということでの御理解でよろしかったでしょうか。そこは、あくまで要件としてはうたっておりませんので、家賃をこれだけに、これ以下にしてくれとか、そういったところはうたっておりませんので、あとはこちらと事業者さんとの協議といったところになろうかと思いますし、そこまで強制まではなかなかできないのではないのかなと思っております。協力をいただくという形になるかと理解をしております。また、それ以外の民間の住宅以外の高齢者の専用の住宅だったりとかというところは、また別個、今後、町としてもグループホーム森園なのか、そういったところの今後立っていくであろうＪＡ跡地の部分のところなのか、そういったところで家賃もある程度はやっぱり低廉な家賃でないと非常に厳しいかと思いますので、ＰＦＩとか、そういったところも含めて考えていくべきところなのかなと思っております。

私からは以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 今、町長のお考えどおりに進めていただければと思っております。とれるところからとるという言葉はいけないと思いますが、本当に家賃に困っておられる方もいらっしゃると思いますし、それから外部に町が移住定住を求めるときにもそちらの方々は町に入ってくるときにそんなに多くのお金に余裕がある状態で入ってくるのではないんじやなかろうかというところも考えられます。そのための施策もしておいてほしいということですね。それだけがないと、非常に今できている町の助成金を使った住宅を見ましても、実際の金額をぴしゃっと調べたわけ

ではございませんが、7～8万円かかるんだということはよくお聞きます。それだけ町の特公賃住宅と比較してもそこだけでも差があるわけでございますので、何かそのあたりの差というのも町が助成金を出すのであれば考慮しておかないといけないんじゃないかなという気もするところがございまして、こういう質問になつたわけでございますが。よくまとまらないところもあるわけでございますが、来てほしい、でも、家賃は高いよと。これ、どこの方に聞かれても、南小国家の家賃は高いねという言葉がよく出てくるんですね。それだけ実際に高いんだろうなと思っております。そのあたりを考えると、移住定住を求める場合には不利なことになるんじゃないかなと思いますし、分けて考えればいいということでいければいいのかなと思いますから、そちらの対策もしていただきながら、新しいきれいな住宅、高い家賃を払ってでも住みたい方はそちらでもいいのかなとは思いますけれども、いろいろな策を多方面の方々を対象にした住宅行政というのをやっていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（井上則臣君）　高橋町長。

○町長（高橋周二君）　ありがとうございます。そういったところは、今いただいた意見も踏まえながら、今、課局長で構成しております住まいの確保に関する会議の中でも回数を重ねながら話をしておりますが、そういったところを踏まえながら今後考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君）　ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君）　質疑ないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君）　討論ないようですので、これより採決に移りたいと思います、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君）　異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第65号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第7号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君）　起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

休憩に入ります。4時15分から再開します。

休憩 午後4時03分

再開 午後4時15分

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を再開します。

日程第5 議案第66号 令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第6号）

○議長（井上則臣君） 日程第5、議案第66号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第6号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第66号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第6号）は、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） すみません、まず説明に入らせていただく前に、先だって11日土曜日に発生しました波居原地区の断水に関しましては大変御迷惑をおかけいたしました。その上で、現在断水等は発生しておりませんけれども、本日も含めて建設課職員一同で対応しているところでございます。断水の可能性はありませんので、その分だけお伝えしたいと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。議案第66号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第6号）。

第1条、令和7年度南小国町簡易水道事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度南小国町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の補正はございません。

支出です。第1款、水道事業費用、今回20万円を増額し、1億6,574万2,000円とし、その内訳として、第1項、営業費用を同額増額し、1億5,303万1,000円とするものです。第2項の営業外費用については、補正はございません。

第3条につきましても補正はございませんので、割愛をさせていただきます。

令和7年10月14日提出、南小国町長、高橋周二。

予算実施計画がございますけれども、説明としてつけております収益的収入及び

支出の内訳を説明させていただきます。先ほど増額となる要因につきまして、営業費用、総係費、補償金20万円を増額するものでございます。内容につきましては、8月25日に量水器検針を委託しておりますけれども、うち1名の方が検針中に災害に遭いました。他者がいるものではないんですが、1人で検針をされて、法面に滑落をし、結果、骨折等が発生したものです。その中で入院費を補償したいということで考えておりまして、予算計上時につきましては入院費が確定はしておりませんでした。そこで、概算額として20万円を上げましたけれども、その後の相手との話も含め領収書の提示等もございまして、約15万円弱という形にはなったところでございます。その支出を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案について質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 水道の検針業務においては業務委託をされていると思いますけれども、通常は例えばその業務に当たっていただいているときにそういう災害等に遭われた場合は何か保険であるとか、町からの補償というものはあるんでしょうか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、令和7年4月1日付におきまして実際検針をいたしている方、個別に量水器検針業務委託契約書というものを契約いたしております。ただ、その中の第14条におきまして、受託者は業務における事故等については自己責任において処理するという委託契約となっております。この委託契約が当初というか、何十年も前になるんですが、そのままの継続した状況となっていました。しかしながら、量水器検針業務委託につきましては非常になり手がないという中で、通常私たちが考える委託というのは会社組織もしくは何らかの団体というところに委託するという前提であれば、そこでの発生した事故等に関しては受託業者のほうで対応するというのが一般的だと思います。しかしながら、先ほど申しましたとおり、やっていただける方がいない。その中で、かつ、地元を熟知されている方、そういったところから、結果として町内に在住の個人の方と委託をしている状況です。そういったところから、今回事故が発生しまして、改めてその委託の契約の見直しが必要ではないかというところで、従来から「南小国町委託業務等に係る災害補償に関する規程」というものがございます。その中に水道検針の検針員さんの業務というのが含まれておりませんでした。ですので、そもそもこの補償の規程に入ってなかったこと自体が間違ではないかという判断をいたしまして、その規程に沿った形で今回補償を適用し、なおかつ、規程の見直しも今月の検針、1

0月20日ぐらいから始まりますけれども、その保険の適用をできるような形として今後対応していきたいと思っております。冒頭申しましたとおり、通常は委託に関して言えば、私たちベースで言えば、会社組織、しかしながら、いないことから個人さんにお願いしているという状況を加味した今回の判断という形にしています。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 今、水道関係もいろいろと経費がかかる状況にはあるんですが、確かに1軒70円ぐらいですか、単価が、65円。1人800か所ぐらいの多分検針業務が必要になってくるんではないかと思います。期間は5日～1週間程度ですからそんなに期間はないかと思いますが、月5～6万円ぐらいの値段で引き受けていただいている以上は、やはり業務中にそういう災害があった場合は町のほうで補償をしてあげるような形をとらないと、8月、9月ですか、職員の方が水道メーターの場所も十分分からないまま時間をかけながら検針をしている姿を見ております。ですから、この検針業務の単価もある程度単価を上げて、その分、自分で保険に入ってくれださいというのであればいいんですけれども、この安い単価で引き受けていただいている以上は、そういった災害の場合は町が何かの補償をするような形をとっていただきて、そして業務に当たる方も安心してその仕事ができるような環境を整えていただきたいと思います。聞くところによると、空き家になっているところもやはり水道メーターが設置してある以上は検針に行かなくてはいけない。町民の方が住まわれている場合であれば、そのあたりでそういう車両が置いてあったりとか、人が倒れておれば発見の可能性は高いと思いますけれども、別荘地であるとか、空き家あたりで1人で業務に当たられる場合は非常にいろんな災害のリスクがあると思いますので、そういった部分は十分町のほうが補償をしてあげられるような対策を今後は練っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） ありがとうございます。御指摘を受ける前に、まずは私たちのほうでもっと考えておくべきだったという反省点も踏まえつつ、まず単価の件に関しては、今回も相手方、事故の当事者も含めて、また新たに来ていただいた方も含めて、やっていただいている方も含めて、三者による協議を行っております。当然その単価については入札方式という形をとっていたものですから65円という安い単価でやっていただきながら、何の補償もなしに長年続いてきたという状況です。今回ある方の事故に遭われた方の代わりに入っていただいた部分に関しては、隣接町村と同じ単価を追加としてお支払いするという形にしています。しかしながら、従来からある分につきましては、今回の保険を適用する部分においての費

用を町が払うかわりに来年3月いっぱいまでは現状の単価でお願いしたいということを踏まえ、新年度においては、契約方式も含め、補償の部分、補償の費用をどう負担するかというところも含め、当然その単価という部分なんですかけれども、新たに考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 今の井野議員からの申出があつたようなことでございますが、その方に以前から私もお聞きしていたところがございまして、草切りあたりもメーターの場合には離れたところにメーターがあつたりして、草も切っていかなければならないんだと、非常に厳しい単価であるということは以前から言われておりましたので、今、課長のほうから言わされました契約の見直しについて、現状で幾ら上げるというのは無理かとは思いますが、そういう草切り等とかがあるんだということも含めたところでしておかないと、次にする人がいないんじゃないかなという気もいたします。

それから、しごとコンビニさんは場所を確認されておりましたが、あれはどのくらいまとまってあるんでしょうか。何かデータ化するとか、そういうことになるんでしょうか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） すみません、草切りは量水器の確認のための草切りということですね。ありがとうございます。そうですね、確かにそういった部分もあるかと思います。一方で、そこの宅地の所有者、使用者の責任という部分もちょっとある部分もあるんですが、なかなか難しい点もあるかと思いますので、そういった点も含めて考えていきたいと思います。

それと、今、株式会社SMOに委託をして、量水器の位置データ、これは緯度・経度をデータとして持つという形の委託をしているんですけれども、今年度の当初予算ベースでいきますと4年かかる配分となっています。しかしながら、今回既に9月の検針から職員で補助として量水器検針を行っておりますけれども、その中も含めて量水器の位置、データまではいってないんですけども、位置の確認も含めてやっているところです。その部分については、まだまだ800件程度にしかならないんですけども、来年度、可能であれば位置データ化というのをできるだけ早い年度で完了できるような形でもっていきたいと思っております。また、管路の台帳関係とか、水道設備の台帳関係とか、そういったもののデータの補充といいますか、そういったところも考えていくべきだと思っています。水道の知識がないと現場に行ってもなかなか対応できないという点も含めてなんですけれども、そ

こら辺は今後できるかどうかというのはまだ未定なんですけれども、いろいろと検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願ひします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第66号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第6号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。会議規則第45条の規定により、本臨時会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。したがって、この事案につきましては、議長に委任することに決定いたしました。

本日の日程は、すべて終了しました。

これで、令和7年第2回南小国町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後4時37分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 8 番

会議録署名議員 1 番

会議録調製者 松 岡 洋

会議顛末

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第64号	専決処分の報告について（令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第6号））	10月14日	承認
議案第65号	令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第7号）	10月14日	原案可決
議案第66号	令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第6号）	10月14日	原案可決

南小国町議会会議録
令和7年第2回臨時会

令和7年10月発行

発行人 南小国町議会議長 井上 則臣
編集人 南小国町議会事務局長 松岡 洋
作成 株式会社 アクセス
電話 (096) 372-1010

南小国町議会事務局

〒869-2492 阿蘇郡南小国町大字赤馬場
143番地
電話 (0967) 42-1125